e　「特定項目に係る十パーセント基準超過額」のうち、「無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額」とは、自己資本比率告示第八条第九項第二号に掲げる額をいう。

f　「特定項目に係る十パーセント基準超過額」のうち、「繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額」とは、自己資本比率告示第八条第九項第三号に掲げる額をいう。

g　「特定項目に係る十五パーセント基準超過額」のうち、「その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額」とは、自己資本比率告示第八条第十項第一号に掲げる額をいう。

h　「特定項目に係る十五パーセント基準超過額」のうち、「無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額」とは、自己資本比率告示第八条第十項第二号に掲げる額をいう。

i　「特定項目に係る十五パーセント基準超過額」のうち、「繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額」とは、自己資本比率告示第八条第十項第三号に掲げる額をいう。

⑶　その他Tier１資本に係る基礎項目

a　「その他Tier１資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳」については、その他Tier１資本調達手段に係る株主資本の額として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、行を追加の上、その内訳を記載すること。

b　「商工組合中央金庫の特別目的会社等」は、商工組合中央金庫がその総株主等の議決権の全てを保有するものに限る。以下同じ。

c　「特別目的会社等の発行するその他Tier１資本調達手段の額」に係る「国際様式の該当番号」欄には、資本調達手段の種類に応じ31又は32の番号を記載すること。

⑷　Tier２資本に係る基礎項目

a　「Tier２資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳」については、Tier２資本調達手段に係る株主資本の額として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、行を追加の上、その内訳を記載すること。

b　「一般貸倒引当金Tier２算入額」とは、自己資本比率告示第七条第一項第六号イに掲げる額をいう。

c　「適格引当金Tier２算入額」とは、自己資本比率告示第七条第一項第六号ロに掲げる額をいう。

⑸　リスク・アセット

「リスク・アセットの額」とは、自己資本比率告示第二条各号の算式の分母の額をいう。

⑹　調整項目に係る参考事項

a　「少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額」とは、少数出資金融機関等の対象資本調達手段の額から少数出資調整対象額を控除した額をいう。

b　「その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額」とは、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものの額のうち普通株式等Tier１資本に係る調整項目の額に含まれないものの額をいう。

c　「無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に係る調整項目不算入額」とは、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）の額のうち普通株式等Tier１資本に係る調整項目の額に含まれないものの額をいう。

d　「繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に係る調整項目不算入額」とは、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）の額のうち普通株式等Tier１資本に係る調整項目の額に含まれないものの額をいう。

⑺　Tier２資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項

a　「一般貸倒引当金に係るTier２資本算入上限額」とは、信用リスク・アセットの額の合計額（内部格付手法を採用した場合にあっては、自己資本比率告示第百三十三条第二号に掲げる額とする。）に一・二五パーセントを乗じて得た額をいう。

b　「適格引当金に係るTier２資本算入上限額」とは、内部格付手法を採用した場合において、自己資本比率告示第百三十三条第一号に掲げる額に〇・六パーセントを乗じて得た額をいう。

⑻　資本調達手段に係る経過措置に関する事項

a　「適格旧Tier１資本調達手段に係る算入上限額」とは、自己資本比率改正告示（株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の一部を改正する件（平成二十四年金融庁・財務省・経済産業省告示第三号）をいう。以下同じ。）附則第三条第一項の規定に従い、同項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、適格旧Tier１資本調達手段に係る基準額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）をいう。

b　「適格旧Tier２資本調達手段に係る算入上限額」とは、自己資本比率改正告示附則第三条第二項の規定に従い、同条第一項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、適格旧Tier２資本調達手段に係る基準額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）をいう。

⑼　その他

この様式における「当期末」、「前期末」の表記につき、中間連結会計年度の開示においては「当中間期末」、「前中間期末」と、四半期の開示においては「当四半期末」、「前四半期末」とそれぞれ読み替えるものとする。

（株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、商工組合中央金庫の健全性を判断するための基準として定める流動性に係る健全性を判断するための基準の一部改正）

第二条　株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準として定める流動性に係る健全性を判断するための基準の一部を次のように改正する。

第四十六条第二項第二号中「第六十四条第一項に規定する貸付金等の回収に係る資金流入額」を「第六十四条第二項に規定する貸付金等回収額」に改める。

第六十二条第二項中「とする」を「とし、カバード・ショート・ポジションにおいて用いられている取引についても同様とする」に改める。

附　則

（適用時期）

第一条　この告示は、平成二十七年三月三十一日から適用する。

（経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第八十三条第一項第五号ニ、第八十四条第三号ハ及び第八十六条の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項第二条第四項第五号イ及び口並びに第七号ホ並びに第四条第三項第六号イ及び口並びに第八号ホの規定並びに附則別紙様式第一号及び附則別紙様式第二号並びに別紙様式第一号及び口並びに別紙様式第二号は、平成二十三年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る説明書類について適用し、同日前に終了した事業年度に係る説明書類については、なお従前の例による。

○金融庁・厚生労働省告示第一号

労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省労働省令第一号）第百十四条第一項第五号ニ等の規定に基づき、労働金庫法施行規則第百十四条第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定める事項（平成十九年金融庁厚生労働省告示第一号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月二十六日

金融庁長官　細溝　清史
厚生労働大臣　塩崎　恭久